

区域界設定図

東笠原町地区

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
東笠原町地区	条例別表第3の3の項 地域活力再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	地形地物
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	筆界
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	見通し界
		・別表第1の12の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地区住民等小規模事業所型（地活F））で建築できる建築物	
	条例別表第3の8の項 地域資源活用区域	・別表第1の16の項に規定する地域資源活用区域（鵜野飛行場南部歴史資源活用型）で建築できる建築物	地形地物
			筆界
			見通し界
			自治会区域界

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」